

株主各位

東京都墨田区亀沢一丁目1番15号
チムニー株式会社
代表取締役社長 和泉 學

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2019年6月18日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております）
- 場 所 東京都墨田区京島一丁目38番11号
曳舟文化センター 1階 ホール
（末尾の株主総会会場ご案内函をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。）
- 目的事項
報告事項
 - 第11期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第11期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席を頂くことが可能です。ただし代理権を証明する書類の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chimney.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 株主総会にご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調にあったものの、海外経済情勢の不確実性などにより、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。外食産業におきましては、価値あるものに支出するためのお客様の選別志向は厳しく、居酒屋業界は食材価格の上昇や人手不足の影響に加え、異業種を含めた企業間競争の激化など、引き続き厳しい状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは価値あるものをお客様に提供するため、継続して食の六次産業化の深耕と地産地消・地産全消の推進に取り組むとともに、「食」と「酒」のベストバランス実現で食の総合サービス産業への発展に取り組んでまいりました。

飲食事業におきましては、「目の前にいるお客様を大切に」「お客様に喜んで帰っていただく」を行動指針とし、サービスレベルの向上のため、人財の教育訓練や外国人採用に注力してまいりました。具体的には、新規出店を抑え、既存店舗のサービス力向上に努めるとともに、外国人採用のさらなる強化のため、ベトナム社会主義共和国ハノイ市に子会社を設立いたしました。また、アライアンスの展開として、11月にDE ICHIBA八丁堀店を事業譲受するとともに、株式会社つば八の株式を34%取得し、同社は持分法適用関連会社となりました。今後、相互に様々なシナジーを発揮してまいります。

コントラクト事業におきましては、固定客が継続的にご来店される事業形態の特性に対応し、店舗独自の日替わりメニューを充実させることはもちろん、「ステーキフェア」「ご宴会キャンペーン」等の実施など「また行きたくなる」店舗作りを心がけ、各種行事、記念イベント等のケータリング事業の拡大強化に努めました。

店舗数につきましては、当社におきまして直営店の新規出店が19店舗（13店舗の退店）、フランチャイズへの建売が12店舗（フランチャイズ店から直営店への切り替えが4店舗）あったことにより、当連結会計年度末の飲食事業直営店の店舗数は346店舗（前期末348店舗）となりました。コントラクト店につきましては、新規出店が2店舗あったことにより、当連結会計年度末のコントラクト店の店舗数は93店舗（前期末91店舗）となりました。また、フランチャイズ店は新規出店が2店舗（15店舗の退店）、直営店からの転換が12店舗（直営店への切り替えが4

店舗)あったことにより、当連結会計年度末のフランチャイズ店の店舗数は274店舗(前期末279店舗)となりました。さらに連結子会社におきましては、当連結会計年度末における株式会社紅フーズコーポレーションの店舗は21店舗、めっちゃ魚が好き株式会社は13店舗であり、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は747店舗、当社の店舗数は713店舗となっております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、サービスレベルの向上に努めてきたものの既存店売上高の未達などにより、45,685百万円(前年同期比2.3%減)となりました。利益面におきましては、食材価格の上昇を極力抑えるため、メニューの絞り込みやアイテム数削減により、生産性の向上を図るとともに、スポット商品の機動的な調達を行い、メニュー粗利ミックスをコントロールしたこと等により、営業利益は2,457百万円(前年同期比20.1%減)となりました。経常利益は、支払補償費83百万円の計上はありましたが、持分法による投資利益17百万円の計上等により、2,505百万円(前年同期比20.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、補償金の受取り26百万円があった一方で、減損損失が増加したこと等から、1,205百万円(前年同期比26.5%減)となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

当連結会計年度中において金融機関へ459百万円の返済を行い、当連結会計年度末の借入金残高は、755百万円となっております。また、リース会社に対する債務はリース残高が443百万円、割賦残高が61百万円となっております。

②設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、1,207百万円で新規出店及び改装、業態転換等の内装、厨房等の設備投資であります。なお、設備投資額には、差入保証金135百万円が含まれております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 2015年度	第 9 期 2016年度	第 10 期 2017年度	第 11 期 2018年度
売 上 高 (千円)	47,786,687	58,792,530	46,761,806	45,685,494
経 常 利 益 (千円)	3,702,191	4,071,011	3,165,279	2,505,153
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,968,563	2,076,418	1,640,742	1,205,904
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	103.41	109.01	85.73	62.91
総 資 産 (千円)	27,929,163	26,451,551	29,328,748	28,146,848
純 資 産 (千円)	13,826,550	15,535,798	16,711,290	17,395,722
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	727.71	812.94	871.63	907.32

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 2015年度	第 9 期 2016年度	第 10 期 2017年度	第 11 期 2018年度
売 上 高 (千円)	45,956,171	56,542,707	45,002,993	43,980,567
経 常 利 益 (千円)	3,628,784	4,012,114	3,118,419	2,469,142
当 期 純 利 益 (千円)	1,927,297	2,068,290	1,642,812	1,161,585
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	101.24	108.58	85.84	60.60
総 資 産 (千円)	27,563,303	26,141,731	29,028,817	27,830,609
純 資 産 (千円)	13,763,456	15,464,394	16,639,487	17,279,788
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	724.57	809.39	868.08	901.49

- (注) 1. 2015年5月20日から2015年8月24日において、自己株式の取得を実施
2. 第9期につきましては、決算期の変更により、2016年1月1日から2017年3月31日までの15ヶ月間となっております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第11期の期首から適用しており、第10期に係る
①企業集団の財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループが属する外食産業におきましては、お客様の節約志向・選別志向は厳しく、居酒屋業界は食材価格の上昇や人手不足の影響に加え、他業種を含めた企業間競争の激化など、厳しい状況が続くと考えております。また、健康増進法による受動喫煙対策や、消費税率の引き上げによる影響なども懸念されます。このような環境のなか、当社グループと致しましては、社会環境の変化やお客様のニーズを的確に捉え、価値あるものをお客様へ提供し、サービスレベルの向上と従業員満足度の向上への取り組みを絶え間なく続けていくことが重要であると考えております。

具体的に対処すべき課題と致しましては、以下の点を重視して行動してまいります。

① 「安全」「安心」の提供

当社におきましては、安全確保のため、仕入食材の品質管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持、加工段階及び店舗における衛生管理など、チェック体制を整備運用し、「安全」「安心」を提供できるよう努めております。また、店舗での食材管理方法や調理器具のメンテナンス方法を動画で保管し、従業員教育に直結させて、安全確保を強化しております。今後も、「安全」「安心」を常にお客様に提供し、より多くのお客様から、「ありがとう」をいただけるよう努めてまいります。

② 人材採用力、人材教育・訓練体制の強化

人を介するサービス業において、「人材の育成に勝るものなし」の思いのもと、「志」「技術」「情熱」をもてる人材教育・訓練を目指しております。訓練されたおもてなしや調理技術を通じ、お客様から「ありがとう」をいただける店舗を維持できるよう努めてまいります。また、人手不足や社会の多様性に応じて多言語のマニュアルを配備し従業員満足度の向上や外国人採用と教育・訓練にも取り組んでまいります。

採用につきましては、引き続き、全国主要都市への店舗展開に伴う知名度の向上や外国人を含む採用体制の強化を図ってまいります。

③ R&D (Research&Development)

i) 店舗網拡大の推進、既存店の活性化

計画的な出店戦略、視認性の高い外観や地域の文化を取り入れた内観など、お客様に支持される店舗設計を進めてまいります。また、既存店の改装や業態転換を年間約50店舗実施し、常に清潔感と居心地の良さを体感いただける店舗を運営することで、既存店の活性化に努めてまいります。

ii) 新業態の開発と育成

当社グループは、「はなの舞」「さかなや道場」を中心に展開しております。「はなの舞」は、1号店の出店以来20年以上にわたり、お客様の嗜好にあわせ常に変化し続けており、「北海道直送 はなの舞」など地域商品に特化した店舗を平行展開しております。また、これらに続く業態の確立も重要であると認識しており、お客様のニーズに合った新業態の育成に取り組んでおります。2013年度以降、肉業態への取り組みとして、「軍鶏農場」「さくら」業態の店舗を実験店として展開致しました。2018年度には、食事需要と居酒屋の融合による家族層の集客を目指して「寿しと居酒屋」のサブタイトルを冠した「花の舞」や、オリジナルの「餃子」を一灯に居酒屋需要の深掘りを目指して「やきとり餃子道場」の展開を進めております。今後も引き続き、既存業態につきましては進化と深化を重ねるとともに、新業態の開発と確立に努め、お客様のニーズにあった店舗展開を進めてまいります。

④ 居酒屋業態に続く主力業態の確立

当社グループは、居酒屋の運営を中心に成長を続けております。しかしながら、外食を取り巻く環境におきましては、少子高齢化が進むとともに、国内人口の減少、お客様のニーズの多様化等、厳しい環境が続いております。このような環境のなか、当社グループが目指す「食を中心とした総合サービス産業」でありうるべく、新たな主力となる事業の確立が必要であると考えております。2017年12月には、居酒屋業態以外の食事需要に対応する店舗展開の礎とするため、オムライス・ハンバーグなど食事需要をメインとした7店舗の事業を譲受けました。今後も、居酒屋業態以外の食事需要に対応していくため、新たな事業を構築してまいります。

⑤ M&Aについて

当社グループは、事業拡大のひとつの手段として、売上及び利益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める可能性があるかと判断された事業譲渡や企業買収案件について、企業価値の向上のため、検討を進めてまいります。また、ライアンスにつきましても、2017年6月に資本業務提携致しましたマルシェ株式会社、2018年11月に34%の株式を取得した株式会社つば八など、今後も協働領域、競合領域を意識して展開を進めてまいります。

⑥ グローバル化への対応について

国内の外国籍従業員の顕著な増加に伴い、外国籍人財の採用・教育体制の整備と人財の循環を目指して2019年2月に、ベトナム社会主義共和国ハノイ市に「日本料理店 花の舞」をオープンさせております。また、本年にはネパール連邦民主共和国への出店も計画中であります。社内におきましては、グローバル人財開発グループが中心となって、外国籍従業員の活躍の場を広げております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社やまやであり、同社は当社の株式9,805,000株（自己株式を除いた出資比率51.1%）を保有しています。

当社は親会社から主として酒類等の仕入れを行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店の運営
コントラクト事業	給食及び施設内での飲食店の営業受託
その他の	—

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 主要な営業所

イ. 当社

本 社 東京都台東区柳橋二丁目19番6号
 (登記上の本店所在地 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号)
 物流センター 埼玉県さいたま市緑区美園一丁目7番8号
 店舗数の推移

業 態	2015年12月期		2017年3月期		2018年3月期		2019年3月期	
はなの舞	298	(131)	279	(119)	273	(120)	266	(122)
団欒 炎	6	(1)	6	(0)	7	(0)	7	(0)
こだわりやま	37	(1)	40	(3)	40	(3)	33	(1)
さかなや道場	172	(117)	188	(139)	205	(151)	210	(151)
龍馬 軍鶏農場	22	(21)	12	(11)	11	(10)	10	(9)
豊丸水産	49	(48)	34	(33)	26	(25)	22	(20)
やきとりさくら	—	—	18	(18)	18	(18)	14	(12)
チムニー	7	(0)	6	(0)	5	(0)	4	(0)
升屋	4	(2)	4	(2)	4	(1)	3	(1)
コントラクト	94	(94)	92	(92)	91	(91)	93	(93)
他業態	26	(5)	28	(7)	38	(20)	51	(30)
合計	715	(420)	707	(424)	718	(439)	713	(439)

(注) ()内は直営店

ロ. 子会社

魚鮮水産株式会社 愛媛県八幡浜市向灘2453番地
 株式会社紅フーズコーポレーション 東京都台東区柳橋二丁目19番6号
 めっちゃ魚が好き株式会社 大阪府大阪市中央区本町四丁目6番20号
 大田市場チムニー株式会社 東京都大田区東海三丁目2番8号

店舗数の推移

業 態	2015年12月期		2017年3月期		2018年3月期		2019年3月期	
㈱紅フーズ コーポレーション	18	(18)	17	(17)	19	(19)	21	(21)
めっちゃ魚が好き㈱	14	(14)	14	(14)	12	(12)	13	(13)

(注) ()内は直営店

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減
社 員	1,081名	△20名
パートタイマー	3,208	△81
合 計	4,289	△101

ロ. 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
社 員	1,016名	△24名	才 40 ヶ月 0	年 5 ヶ月 6
パートタイマー	3,090	△78	— —	— —
合 計	4,106	△102	— —	— —

- (注) 1. 平均年令、平均勤続年数、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. パートタイマーにはアルバイトも含め、使用人数は、一人当たり173時間/月換算により算出しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	457,526千円
(株)三菱UFJ銀行	227,513千円
(株)三井住友銀行	35,026千円
(株)りそな銀行	34,987千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	30,000,000株
(2) 発行済株式の総数	19,340,800株
(3) 株主数	14,006名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や ま や	9,805,000株	51.15%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,759,700株	9.18%
加 藤 産 業 株 式 会 社	1,000,000株	5.21%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000,000株	5.21%
和 泉 學	705,400株	3.68%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 2	194,700株	1.01%
株 式 会 社 N S K	150,000株	0.78%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 1	145,500株	0.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	132,000株	0.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	117,900株	0.61%

※当社は、自己株式172,790株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

ストック・オプションの内容

決議年月日	2010年12月1日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名 当社の従業員26名 ※監査役及び社外取締役には付与されておりません。
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式980,000株
付与日	2010年12月3日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2012年12月2日～2020年12月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

- 2012年10月1日付株式分割（株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
- ① 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の質入等の処分は認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

会社の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山内英靖	株式会社やまや 代表取締役社長兼社長執行役員 やまや商流株式会社 取締役 やまや関西株式会社 代表取締役社長 やまや北陸株式会社 代表取締役社長 株式会社つば八 代表取締役会長
代表取締役社長	和泉 學	社長執行役員 株式会社つば八 取締役
取締役	根本博史	常務執行役員直営統括担当兼店舗活性化部長 株式会社つば八 取締役
取締役	伊藤浩之	常務執行役員専門業態担当兼コントラクト事業部長 株式会社紅フーズコーポレーション 取締役 めっちゃ魚が好き株式会社 取締役
取締役	寺脇 剛	常務執行役員管理担当
取締役	山内英房	株式会社やまや 代表取締役会長 やまや商流株式会社 代表取締役社長
取締役	山内一枝	株式会社やまや 取締役
取締役	佐藤浩也	株式会社やまや 取締役専務執行役員営業部長 やまや商流株式会社 取締役 株式会社つば八 取締役
取締役	田原口裕基	株式会社やまや 執行役員経理部長 株式会社つば八 取締役
取締役	梅林啓	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
取締役	大関均	太陽有限責任監査法人パートナー
常勤監査役	中原慎一	
監査役	三浦千春	株式会社やまや 常務執行役員総務部長 株式会社つば八 監査役
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち梅林啓氏、大関均氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、梅林啓氏及び大関均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 監査役のうち中原慎一氏、越仲信雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、中原慎一氏及び越仲信雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役 越仲信雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 株式会社やまやは当社の親会社であります。
5. やまや商流株式会社及びやまや関西株式会社並びにやまや北陸株式会社は株式会社やまやの子会社であります。
6. 株式会社つば八は株式会社やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
7. 株式会社紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き株式会社は当社の子会社であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の地位担当	氏名	退任事由	退任日
取締役 常務執行役員関連企業担当	小林 巧	任期満了	2018年6月19日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	51,094千円
監査役	2名	9,600千円
合計	9名	60,694千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
社外役員の報酬

	支給人数	報酬等の額	親会社又は 当該親会社 の子会社から の役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	4名	16,800千円	—

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先

地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
取締役	梅林啓	西村あさひ法律事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。
取締役	大関均	太陽有限責任監査法人	当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	中原慎一		
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動内容
取締役	梅林啓	17回/18回	-	弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	大関均	18回/18回	-	投資会社等で培った豊富な経験に基づき、取締役会では積極的に発言し、建設的な提言を行っております。
監査役	中原慎一	18回/18回	13回/13回	各事業場への実地調査を行う等、各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において監査役としての提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言を行っております。
監査役	越仲信雄	18回/18回	13回/13回	税理士としての会計税務に関する経験知識等に基づき、当社の経営全般、特に税務面について発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について同意した理由
監査役会は、前年度の会計監査人の職務遂行状況を検証し、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

【体制】

当社及び当社の子会社は、チムニーグループの持続的な発展と企業価値の向上のため、創立当初からの企業理念である「世界中のお客様からありがとうと言われる企業になろう」の実現に努めるとともに、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のように定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業倫理憲章を最高経営責任者より全役職員に伝達し、法令及び社会倫理の遵守を当社企業活動の前提とする。
 - (2) 最高経営責任者は、担当役員を以て社内規程の整備、運営を徹底する。
 - (3) 取締役は、コンプライアンスを所管する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。
 - (4) 代表取締役直属の機関として内部監査室を設置する。
内部監査室は、業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行う。
 - (5) 各担当・部又は室を統括する役員は、固有のコンプライアンスリスクを分析し対策を具体化させ、内部統制委員会において審議した結果を、取締役会に報告する。
 - (6) 全役職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務を統括する部長に報告を行う。また、公益通報の取扱に関する規程に基づき、全役職員が直接報告可能な総務部及び常勤監査役を窓口とする2つのホットラインを設置し、報告及び通報を受けた総務を統括する部長はその内容を直ちに調査し、不正行為が明らかになった場合には速やかに是正措置を講ずると共に再発防止策を策定し、実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報は、当社取締役会規程、文書取扱規程その他の規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、情報の保存及び管理を行う。
 - (3) 文書取扱規程の改定等の事項は、当社執行役員会において審議し決議する。
3. チムニーグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、危機管理規程を定め、リスクを適切に管理する体制を整備する。
 - (2) 内部統制委員会を毎月開催し、リスクの未然防止とリスクへの迅速な対応に努める。
 - (3) 内部統制に関する総合的担当者を総務を統括する役員とし、当社全体のリスクを

網羅的・統括的に管理する。

(4) 内部監査室は、各部門のリスクを監査し、その結果を最高経営責任者に報告する。

また、必要に応じ改善策を執行役員会において審議決定し、その結果を取締役に報告する。

4. 当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、業務の効率的運営と責任体制を確立するため組織規程及び職務権限規程を定め、職務分掌規程により取締役の業務執行の効率性を確保する。

(2) 当社は、執行役員制度により、業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定に基づき業務を執行する。

5. チムニーグループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、チムニーグループの内部統制システムを整備する。

① 当社関係会社管理規程に基づき、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ること、または当社に対し報告を行うこと。

② 当社の取締役会に対し、業務執行状況の報告を四半期に1回以上行うこと。

(2) 当社の監査役は関係会社管理規程に基づき、子会社に対する監査を年間2回行い、監査の結果を関係会社管理担当役員に報告する。

(3) 当社の内部監査室は子会社に対し定期的に業務監査を行い、監査結果を関係会社管理担当役員及び当社の監査役に報告する。

6. フランチャイズ店舗（以下、F C店舗という）における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社はF C管理規程を定め、F C事業における取引の安全確保に努めるとともに、債権の回収に係る危険を未然に防止する。

(2) フランチャイズ契約書等の重要書類は文書取扱規程に基づき保存及び管理する。

(3) F C事業部担当役員及びF C事業部員は、F C店舗における問題について改善策を協議し、店舗に対し指導又は支援を行い、その結果を定期的に執行役員会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その者の取締役からの独立性に関する事項、及びその者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は必要に応じて、内部監査室所属の使用人に監査役の職務を補助させるものとする。

(2) 前号に定める監査役の職務を補助する者は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

(3) 前号に定める監査役の職務を補助する者の異動・懲戒にあたっては、事前に監査

役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役は、監査役に報告すべき事項を監査役と協議し、以下の各号に定める事項を報告する。

- ① 執行役員会で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 月次の経営状況における重要な事項
- ④ リスクに関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令及び定款違反
- ⑥ チムニーホットラインの通報状況及びその内容
- ⑦ 前各号に定めるほか、コンプライアンスに関する重要な事項

(2) 当社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができる。

(3) 監査役は、内部監査室から監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとともに、必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(4) 取締役は、監査役が取締役会のほか執行役員会、営業会議、内部統制委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、その議題内容を事前に提示する。

(5) 監査役は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。

9. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(1) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、グループ各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、公益通報の取扱いに関する規程において、監査役に通報した者が、通報したことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止する。

(2) 当社は、監査役に通報したことを理由として通報した者の職場環境が悪化した場合には、通報者の保護に必要な措置を講ずるものとする。

11. 監査役職務執行によって生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払い、または債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

12. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証す

る。

- (2) 監査役は当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的に開催する。
- (3) 監査役会の求めに応じ、監査役と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を定期的に開催する。

【運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役の職務の執行を監督する他、常勤監査役は、内部統制の実践に向けた規程及び組織体制等の整備の状況を監視し検証すると共に、内部監査室は、監査計画に基づき内部統制システムの運用状況のモニタリングを行い、システムが有効に機能するよう努めております。

(2) コンプライアンス体制

当社総務部は、内部通報制度の利用者に対し、社内報等による利用ルールの周知に努めております。当事業年度における重大な法令違反等に関する内部通報はありませんでした。

コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行うための環境を整備するため、インサイダー取引規制セミナー等を実施しました。

(3) 情報保存管理体制

常勤監査役は、取締役会議事録、契約書、覚書その他の重要書類の作成及び保存管理状況を定期的に点検し、情報管理の徹底を図りました。

(4) リスク管理体制

有事の発生に備え、「危機管理規程」を定める他、内部統制委員会と衛生委員会を原則月1回開催し、リスクの未然防止と問題への迅速な対応に努めました。

(5) 効率的職務執行体制

当社は、執行役員会を原則毎週開催するとともに、執行役員の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定に基づく業務執行に努めております。

(6) 子会社管理体制

当社は、すべての子会社に当社の役員又は所管部門の責任者を役員として派遣しております。また、子会社から当社への報告体制に従って報告を受けた事項について、事前承認を行いました。

子会社の監査役を兼務する当社常勤監査役は、内部監査室と連携し子会社に対し監査を行いました。

(7) フランチャイズ（FC）事業における業務の適正を確保するための体制

FC事業を管掌する執行役員は「FC管理規程」に基づき、月初に開催する執行役員会に事業の状況を報告し、重要な案件については執行役員会で協議し対応し

ました。

(8) 監査役監査体制

取締役は、当社の内部統制システムの基本方針に記載のある報告事項を監査役に報告し、内部監査室は、監査役会に監査の結果を報告しました。

常勤監査役は、重要書類の閲覧の他、「取締役会」「執行役員会」「営業会議」「内部統制委員会」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視し検証しました。監査役会は、四半期毎に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、収益力を強化し将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保するとともに事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。なお、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。また中間配当の基準日を9月30日として定款で定めております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[9,608,729]	[流 動 負 債]	[7,325,542]
現 金 及 び 預 金	7,193,349	買 掛 金	2,882,268
売 掛 金	805,825	F C 債 務	411,302
F C 債 権	468,559	1年内返済予定の長期借入金	459,984
商 品	323,690	設 備 関 係 未 払 金	60,543
貯 蔵 品	23,632	リ ー ス 債 務	171,922
そ の 他	980,210	未 払 金	1,852,104
貸 倒 引 当 金	△186,539	未 払 法 人 税 等	469,966
[固 定 資 産]	[18,538,118]	賞 与 引 当 金	253,308
(有 形 固 定 資 産)	(5,210,246)	役 員 賞 与 引 当 金	6,304
建 物 及 び 構 築 物	4,500,004	資 産 除 去 債 務	18,618
船 舶 及 び 車 両 運 搬 具	346	そ の 他	739,219
リ ー ス 資 産	434,506	[固 定 負 債]	[3,425,583]
建 設 仮 勘 定	5,000	長 期 借 入 金	295,068
そ の 他	270,388	長 期 設 備 関 係 未 払 金	1,440
(無 形 固 定 資 産)	(5,200,193)	リ ー ス 債 務	271,413
の れ	5,172,392	退 職 給 付 に 係 る 負 債	199,055
そ の 他	27,800	資 産 除 去 債 務	938,703
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(8,127,679)	預 り 保 証 金	1,662,150
投 資 有 価 証 券	1,341,952	そ の 他	57,753
繰 延 税 金 資 産	755,644	負 債 合 計	10,751,125
差 入 保 証 金	5,877,276	純 資 産 の 部	
そ の 他	157,713	[株 主 資 本]	[17,372,280]
貸 倒 引 当 金	△4,907	(資 本 金)	(5,772,621)
		(資 本 剰 余 金)	(2,369,672)
		(利 益 剰 余 金)	(9,595,117)
		(自 己 株 式)	(△365,131)
		[その他の包括利益累計額]	[19,371]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,805
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	566
		[非 支 配 株 主 持 分]	[4,070]
		純 資 産 合 計	17,395,722
資 産 合 計	28,146,848	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,146,848

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	45,685,494
売上原価	14,950,366
売上総利益	30,735,128
販売費及び一般管理費	28,278,099
営業利益	2,457,028
営業外収益	
受取利息	4,331
受取配当金	12,355
持分法による投資利益	17,204
受取手数料	64,613
違約金収入	10,500
その他	34,859
営業外費用	
支払利息	6,232
支払補償費	83,485
その他	6,021
経常利益	2,505,153
特別利益	
固定資産売却益	5,078
受取補償金	26,500
特別損失	
固定資産売却損	2,262
固定資産除却損	45,238
減損損	288,327
その他	9,567
税金等調整前当期純利益	2,191,335
法人税、住民税及び事業税	982,999
法人税等調整額	2,140
当期純利益	1,206,195
非支配株主に帰属する当期純利益	291
親会社株主に帰属する当期純利益	1,205,904

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,772,621	2,369,672	8,830,077	△364,930	16,607,441
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△440,865		△440,865
親会社株主に帰属する当期純利益			1,205,904		1,205,904
自 己 株 式 の 取 得				△200	△200
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	765,039	△200	764,839
当 期 末 残 高	5,772,621	2,369,672	9,595,117	△365,131	17,372,280

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	99,023	1,046	100,070	3,779	16,711,290
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△440,865
親会社株主に帰属する当期純利益					1,205,904
自 己 株 式 の 取 得					△200
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△80,218	△480	△80,698	291	△80,407
当 期 変 動 額 合 計	△80,218	△480	△80,698	291	684,431
当 期 末 残 高	18,805	566	19,371	4,070	17,395,722

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

魚鮮水産株式会社
株式会社紅フーズコーポレーション
めっちゃ魚が好き株式会社
大田市場チムニー株式会社

(2) 非連結子会社の名称

Chimney Vietnam Company Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称

株式会社つば八

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

中部チムニー株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② たな卸資産

商 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 8年～34年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

主な償却期間 3年～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、4年から20年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、前連結会計年度の「投資その他の資産」の「繰延税金資産」は729,139千円であり、「固定負債」の「その他」に含まれる「繰延税金負債」は、7,986千円(当連結会計年度一千円)であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

16,607,213千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	19,340,800	-	-	19,340,800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	172,718	72	-	172,790

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加72株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

i 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月9日 取締役会	普通株式	220,432	11.5	2018年 3月31日	2018年 6月20日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	220,432	11.5	2018年 9月30日	2018年 12月3日

ii 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	220,432	利益剰余金	11.5	2019年 3月31日	2019年 6月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びF C債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は、1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期毎に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

差入保証金は主に店舗の賃貸に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、F C債務及び未払金は1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

借入金の償還日は、決算日後2年以内であります。

設備関係未払金及び長期設備関係未払金は、固定資産の割賦購入によるものであり、償還日は決算日後2年以内であります。また、全てが固定金利であり、金利の変動リスクは存在しておりません。

預り保証金は主に、フランチャイズ契約に係るものであり、フランチャイズの信用リスクによる影響を低減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,193,349	7,193,349	-
(2) 売掛金	805,825	805,825	-
(3) F C 債権	468,559		
貸倒引当金 (*1)	△151,158		
	317,400	317,400	-
(4) 投資有価証券	882,312	882,312	-
(5) 差入保証金	5,877,276	5,891,312	14,036
資産計	15,076,165	15,090,201	14,036
(1) 買掛金	2,882,268	2,882,268	-
(2) F C 債務	411,302	411,302	-
(3) 設備関係未払金	60,543	61,007	464
(4) 未払金	1,852,104	1,852,104	-
(5) 長期借入金 (*2)	755,052	755,052	-
(6) 長期設備関係未払金	1,440	1,444	4
(7) 預り保証金	1,662,150	1,658,106	△4,043
負債計	7,624,860	7,621,285	△3,574

(*1) F C 債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) F C 債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) F C 債務 (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 設備関係未払金 (6) 長期設備関係未払金

設備関係未払金・長期設備関係未払金の時価については、元利金の合計額を、同様の借入取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

変動金利による借入であり、市場金利を反映していること及び当社の信用状態は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(7) 預り保証金

預り保証金の時価については、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（関係会社株式 459,640千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	907円32銭
1株当たり当期純利益	62円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	62円55銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,205,904千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,205,904千円
普通株式の期中平均株式数	19,168,038株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	-
普通株式増加数	109,235株
(うち新株予約権)	109,235株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

ストック・オプション等関係

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2010年12月1日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 26名
株式の種類及び付与数(注)1、2	普通株式 980,000株
付与日	2010年12月3日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2012年12月2日～2020年12月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2. 2012年10月1日付株式分割(株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ① 新株予約権者は、(ア) 2010年3月24日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社(以下「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対しその保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下「譲渡請求権」という。)を行使した場合、(イ)(i) グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、(ii) 譲渡請求権が行使されず、かつ (iii) 当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2010年3月24日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合(但し、グループ主要株主等が保有する当社の株式が担保権の実行(任意売却を含む。)により処分される場合を除く。)、又は(ウ) 当社の株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場(店頭登録を含む。)された場合、に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

③ 新株予約権の質入等の処分は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

i ストック・オプションの数

決議年月日	2010年12月1日
権利確定前	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後	
前連結会計年度末	133,000株
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	133,000株

ii 単価情報

決議年月日	2010年12月1日
権利行使価格	1株につき500円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、収益還元法、簿価純資産法及び類似会社比準法の折衷方法によっております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

i 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	283,556千円
ii 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	-千円

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[9,317,160]	[流 動 負 債]	[7,144,929]
現 金 及 び 預 金	6,941,643	買 掛 金	2,823,422
売 掛 金	798,472	F C 債 務	411,302
F C 債 権	468,559	1年内返済予定の長期借入金	459,984
商 貯 蔵 品	316,809	設 備 関 係 未 払 金	51,421
貯 蔵 費 用 品	23,618	リ ー ス 債 務	171,922
前 払 費 用	466,577	未 払 金	1,796,767
そ の 他	488,019	未 払 費 用	245,588
貸 倒 引 当 金	△186,539	未 払 法 人 税 等	461,690
[固 定 資 産]	[18,513,449]	前 受 金	23,185
(有 形 固 定 資 産)	(5,084,024)	預 り 金	93,029
建 物	4,386,123	前 受 収 益	41,671
構 築 物	4,703	賞 与 引 当 金	239,388
車 両 運 搬 具	346	役 員 賞 与 引 当 金	6,304
工 具、器 具 及 び 備 品	253,344	資 産 除 去 債 務	18,618
リ ー ス 資 産	434,506	そ の 他	300,632
建 設 仮 勘 定	5,000	[固 定 負 債]	[3,405,892]
(無 形 固 定 資 産)	(5,135,598)	長 期 借 入 金	295,068
の れ ん	5,107,797	リ ー ス 債 務	271,413
ソ フ ト ウ ェ ア	22,406	退 職 給 付 引 当 金	199,871
リ ー ス 資 産	720	資 産 除 去 債 務	919,751
そ の 他	4,674	預 り 保 証 金	1,662,150
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(8,293,826)	そ の 他	57,637
投 資 有 価 証 券	882,312	負 債 合 計	10,550,821
関 係 会 社 株 式	852,217	純 資 産 の 部	
出 資 金	406	[株 主 資 本]	[17,260,982]
関 係 会 社 出 資 金	50,649	(資 本 金)	(5,772,621)
従 業 員 に 対 する 長 期 貸 付 金	2,256	(資 本 剩 余 金)	(2,369,672)
破 産 更 生 債 権 等	4,858	資 本 準 備 金	772,621
長 期 前 払 費 用	91,120	そ の 他 資 本 剩 余 金	1,597,050
繰 延 税 金 資 産	741,108	(利 益 剩 余 金)	(9,483,820)
差 入 保 証 金	5,673,119	利 益 準 備 金	269,063
そ の 他	685	そ の 他 利 益 剩 余 金	9,214,756
貸 倒 引 当 金	△4,907	繰 越 利 益 剩 余 金	9,214,756
		(自 己 株)	(△365,131)
		[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[18,805]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,805
資 産 合 計	27,830,609	純 資 産 合 計	17,279,788
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,830,609

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,980,567
売 上 原 価		14,435,191
売 上 総 利 益		29,545,375
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,120,520
営 業 利 益		2,424,854
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,331	
受 取 配 当 金	12,355	
受 取 手 数 料	64,613	
違 約 金 収 入	10,500	
業 務 受 託 料	20,224	
そ の 他	26,783	138,807
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,967	
支 払 補 償 費	83,485	
そ の 他	5,067	94,520
経 常 利 益		2,469,142
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,078	5,078
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,262	
固 定 資 産 除 却 損	43,300	
減 損 損 失	280,946	
そ の 他	9,567	336,077
税 引 前 当 期 純 利 益		2,138,143
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	965,290	
法 人 税 等 調 整 額	11,268	976,558
当 期 純 利 益		1,161,585

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,772,621	772,621	1,597,050	2,369,672
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	5,772,621	772,621	1,597,050	2,369,672

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高		224,977		8,538,123	8,763,100
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	44,086	△484,951	△440,865		△440,865
当 期 純 利 益		1,161,585	1,161,585		1,161,585
自 己 株 式 の 取 得				△200	△200
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	44,086	676,633	720,719	△200	720,519
当 期 末 残 高	269,063	9,214,756	9,483,820	△365,131	17,260,982

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	99,023	99,023	16,639,487
当期変動額			
剰余金の配当			△440,865
当期純利益			1,161,585
自己株式の取得			△200
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△80,218	△80,218	△80,218
当期変動額合計	△80,218	△80,218	640,301
当期末残高	18,805	18,805	17,279,788

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

主な耐用年数

建 物 8年～34年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては4年～20年間の定額法により償却を行っております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

主な償却期間 3年～5年

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、前事業年度の「投資その他の資産」の「繰延税金資産」は715,958千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,358,125千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	7,443千円
短期金銭債務	255,803千円
長期金銭債権	10,000千円
3. 役員等に対する金銭債権及び金銭債務	
長期金銭債務	25,830千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	島根県出雲市 はなの舞 出雲渡橋店他 合計22店舗
店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	茨城県水戸市 はなの舞 水戸南口店他 合計37店舗
飲食事業	のれん	本社（東京都台東区）

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。はなの舞 出雲渡橋店他合計22店舗につきましては閉店を決定したため、はなの舞 水戸南口店他合計37店舗につきましては、店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値（割引率0.735%～1.504%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。

また、事業譲受により発生したのれんについて、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は零として評価しております。

減損損失の内訳は建物223,257千円、工具、器具及び備品16,984千円、リース資産21,568千円、のれん11,401千円、その他7,734千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	1,487,027千円
営業収益	84,712千円
営業費用	113,391千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	3千円
------	-----

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	172,718	72	-	172,790

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加72株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	287,328千円
減価償却超過額	142,444千円
賞与引当金	73,300千円
退職給付引当金	61,200千円
貸倒引当金	58,621千円
未払事業税	48,317千円
資産調整勘定	40,924千円
前受収益	20,666千円
一括償却資産	15,722千円
未払事業所税	13,502千円
法定福利費	11,095千円
長期未払金	7,909千円
その他	23,332千円
繰延税金資産合計	<u>804,366千円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△8,299千円
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△54,958千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△63,258千円</u>

繰延税金資産の純額	<u>741,108千円</u>
-----------	------------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	8.0%
のれん償却額	6.9%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.7%</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	901円49銭
1株当たり当期純利益	60円60銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	60円25銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益 1,161,585千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益 1,161,585千円

普通株式の期中平均株式数 19,168,038株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

当期純利益調整額 -

普通株式増加数 109,235株

(うち新株予約権) 109,235株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チムニー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チムニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チムニー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

チムニー株式会社 監査役会
常勤社外監査役 中原 慎 一 ㊟
監 査 役 三 浦 千 春 ㊟
社 外 監 査 役 越 仲 信 雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 自1. 至13.（条文省略） （新設） 14. 前各号に付帯関連する一切の事業	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 自1. 至13.（現行どおり） <u>14. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣事業法）に基づく労働者派遣事業</u> 15. 前各号に付帯関連する一切の事業

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員11名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては事業拡大のため1名増員して取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やま うち ひで はる 靖 (1962年11月15日生)	1985年4月 ㈱やまや入社 1985年12月 同社取締役仙台支店長 1988年7月 同社取締役貿易部長 1994年10月 同社取締役経営企画室長 1999年4月 同社取締役営業部長 1999年6月 同社常務取締役営業部長 2002年6月 同社専務取締役営業本部長 2004年6月 やまや商流㈱取締役（現任） 2005年6月 ㈱やまや代表取締役社長 2006年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 2008年7月 やまや関西㈱代表取締役社長（現任） 2012年8月 やまや北陸㈱代表取締役社長（現任） 2014年3月 当社取締役 2015年3月 当社取締役相談役 2016年3月 当社代表取締役会長（現任） 2018年11月 ㈱つば八代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱やまや代表取締役社長 やまや商流㈱取締役 やまや関西㈱代表取締役社長 やまや北陸㈱代表取締役社長 ㈱つば八代表取締役会長	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
2	和 泉 学 (1946年6月6日生)	1970年4月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 1979年4月 (株)コックドールジャスコ (現(株)イオン イーハート) 出向 1990年11月 旧チムニー(株)代表取締役社長 2010年9月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 2016年3月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2018年11月 (株)つば八取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)つば八取締役	705,400株
3	ね 根 博 史 (1971年11月9日生)	1996年4月 旧チムニー(株)入社 2010年9月 当社執行役員管理本部訓練部長 2011年1月 当社執行役員営業統括本部第4事業本 部部長 2012年1月 当社執行役員人事総務本部長 2013年1月 当社執行役員東日本事業本部長 2014年1月 当社執行役員直営統括部長 2014年3月 当社取締役常務執行役員直営統括部長 2015年1月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 2016年2月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 兼新業態開発担当 2017年2月 当社取締役常務執行役員東日本直営担 当 2018年11月 (株)つば八取締役(現任) 2019年2月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 兼店舗活性化部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)つば八取締役	46,900株
4	伊 藤 浩 之 (1969年9月18日生)	1995年4月 テンアライド(株)入社 2004年2月 旧チムニー(株)入社 2012年1月 当社執行役員東日本直営事業本部長 2013年1月 当社執行役員西日本事業本部長 2014年3月 当社執行役員中国・九州事業部長 2015年1月 当社執行役員商品部長 2016年2月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新 業態開発担当 2016年3月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新 業態開発担当兼商品部長 2017年2月 当社取締役常務執行役員西日本直営担 当 2019年2月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 兼コントラクト事業部長(現任) 2019年3月 (株)紅フーズコーポレーション取締役 2019年3月 めっちゃ魚が好き(株)取締役 2019年5月 (株)紅フーズコーポレーション代表取締 役(現任) 2019年5月 めっちゃ魚が好き(株)代表取締役(現 任) (重要な兼職の状況) (株)紅フーズコーポレーション代表取締 役 めっちゃ魚が好き(株)代表取締役	6,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	てら わき つよし 寺 脇 剛 (1963年3月23日生)	2004年7月 ㈱マイカルカンテボーレ入社 2008年11月 旧チムニー㈱入社 2009年12月 当社関西事業部長 2010年6月 当社関西・四国事業部長 2011年1月 当社店舗サポート部長 2011年7月 当社FC事業部長 2013年7月 当社執行役員FC事業本部長 2014年1月 当社執行役員FC事業部長 2015年1月 当社執行役員事業推進部長 2016年2月 当社執行役員FC事業部長 2016年3月 当社取締役執行役員FC事業部長 2018年2月 当社取締役常務執行役員管理担当兼総務部長 2019年3月 当社取締役常務執行役員管理担当 (現任)	—
6	やま うち ひで ふみ 山 内 英 房 (1934年9月27日生)	1970年11月 ㈱やまや設立同社代表取締役社長 1997年7月 やまや商流㈱代表取締役社長 (現任) 2001年6月 ㈱やまや代表取締役会長 (現任) 2016年3月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや代表取締役会長 やまや商流㈱代表取締役社長	—
7	やま うち かず え 山 内 一 枝 (1937年11月12日生)	1970年11月 ㈱やまや取締役副社長 2006年6月 同社取締役副会長 (現任) 2016年3月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや取締役	—
8	さ とう こう や 佐 藤 浩 也 (1966年8月31日生)	1989年4月 ㈱やまや入社 2003年6月 同社取締役営業部長 2006年6月 同社執行役員営業部長 2007年6月 同社常務執行役員営業部長 2012年6月 やまや商流㈱取締役 (現任) 2013年6月 ㈱やまや取締役専務執行役員営業部長 (現任) 2015年3月 当社取締役 (現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや取締役 やまや商流㈱取締役 ㈱つば八取締役	—
9	た わら ぐち ゆう き 田 原 口 裕 基 (1971年2月16日生)	1994年4月 ㈱やまや入社 2006年6月 同社経理部課長 2007年3月 同社経理部次長 2012年6月 同社経理部部长 2014年6月 同社執行役員経理部長 (現任) 2017年6月 当社取締役 (現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや執行役員経理部長 ㈱つば八取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
10	おお 大 関 均 (1958年8月14日生)	1982年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 1988年4月 同社投資第2部投資2課長 1990年10月 同社仙台支店長 1995年7月 同社人事部次長 1998年4月 同社第1投資グループ投資1チームマネージャー 2006年4月 同社第4投資運用本部投資運用1部長 2010年4月 同社開発投資運用本部開発投資運用1部長 2011年10月 優成監査法人入所 2012年7月 同社特定社員就任 2013年2月 優成アドバイザリー(株)代表取締役 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年7月 太陽有限責任監査法人パートナー(現任) (重要な兼職の状況) 太陽有限責任監査法人パートナー	—
11	みず 水 上 貴 史 (1974年5月26日生)	1993年11月 (株)やまや入社 2009年4月 スピード(株)出向 営業部長 2010年1月 やまや関西(株)出向 統括営業部長 2012年8月 (株)やまや九州営業部長 2015年7月 当社出向 執行役員商品部長代理 2018年2月 当社執行役員商品担当代理(現任) 2018年11月 (株)つば八取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)つば八取締役	—
12	おき 沖 田 美 恵 子 (1975年8月7日生)	2000年4月 東京地方検察庁 検事 2005年4月 弁護士登録(弁護士職務経歴) 2007年4月 広島地方検察庁 検事 2009年7月 (株)産業革新機構(現(株)産業革新投資機構)出向 2011年7月 東京地方検察庁 検事 2013年3月 検事退官 2013年4月 弁護士登録 (重要な兼職の状況) 島田法律事務所パートナー弁護士	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 大関均氏及び沖田美恵子氏は社外取締役候補者であります。
なお、大関均氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、2年となります。
3. 大関均氏につきましては、投資会社、監査法人、アドバイザリー企業で蓄積された豊富な経験に基づき、企業の状況を的確につかみ本質的な指摘を頂き且つ多面的で長期的な視点から当社の経営に参画して頂くべく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
また当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
4. 沖田美恵子氏につきましては、これまでの検事、弁護士としての経験を活かし、法律専門家として客観的に当社の企業運営に対する意見を頂戴したいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
また、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償

債責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. ㈱やまやは当社の親会社であります。
6. やまや商流㈱及びやまや関西㈱並びにやまや北陸㈱は㈱やまやの子会社であります。
7. ㈱つば八は㈱やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
8. ㈱紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き㈱は当社の子会社であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役中原慎一氏、同越仲信雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名を増員して、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なか ほん しん いち 中原 慎 一 (1950年5月13日生)	1974年4月 山一証券㈱入社 1993年4月 同社事業法人第一部長 1998年4月 メリルリンチ日本証券㈱入社 2001年3月 ㈱ジャスダック入社 2004年6月 同社上場部長 2012年3月 当社監査役(現任) 2015年3月 当社常勤監査役(現任)	-
2	こし ちか のぶ おと 越 仲 信 雄 (1949年8月25日生)	1968年4月 札幌国税局総務部 2007年7月 向島税務署署長 2008年7月 荒川税務署署長 2009年10月 越仲信雄税理士事務所所長(現任) 2013年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 越仲信雄税理士事務所	-
3	なが い まさ じ 次 永 井 政 次 (1959年3月10日生)	1987年1月 ㈱つば八入社 2002年4月 同社経理部長 2006年5月 つば八酒類販売㈱取締役 2009年6月 ㈱つば八取締役管理副本部長兼経理部長 2010年6月 同社取締役管理本部長兼経理部長 2015年4月 同社取締役管理本部長(現任) 2018年6月 つば八酒類販売㈱代表取締役(現任)	-

- (注) 1. 中原慎一氏及び越仲信雄氏並びに永井政次氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 中原慎一氏及び越仲信雄氏は社外監査役候補者であります。
中原慎一氏の当社監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年3ヶ月、越仲信雄氏の監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年3ヶ月となります。
3. 永井政次氏を監査役候補者とした理由
永井政次氏につきましては、事業会社での長年に亙る経理実務で蓄積された豊富な経験に基づく高い見識を当社経営に生かして頂きたいため監査役候補とするものであります。また当社は、本議案が承認された場合、永井政次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4. 中原慎一氏及び越仲信雄氏を社外監査役候補者とした理由
中原慎一氏につきましては、当社の現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果たしており、引続き実業界での実務経験に基づく高い見識を基に、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けるものと判断して社外監査役候補者とするものであります。越仲信雄氏につきましては、当社の現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果たしており、引続き税務会計の専門家としての実務経験に基づく高い見識を基に、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けるものと判断して社外監査役候補者とするものであります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において両氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、中原慎一氏及び越仲信雄氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。本総会において、両氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

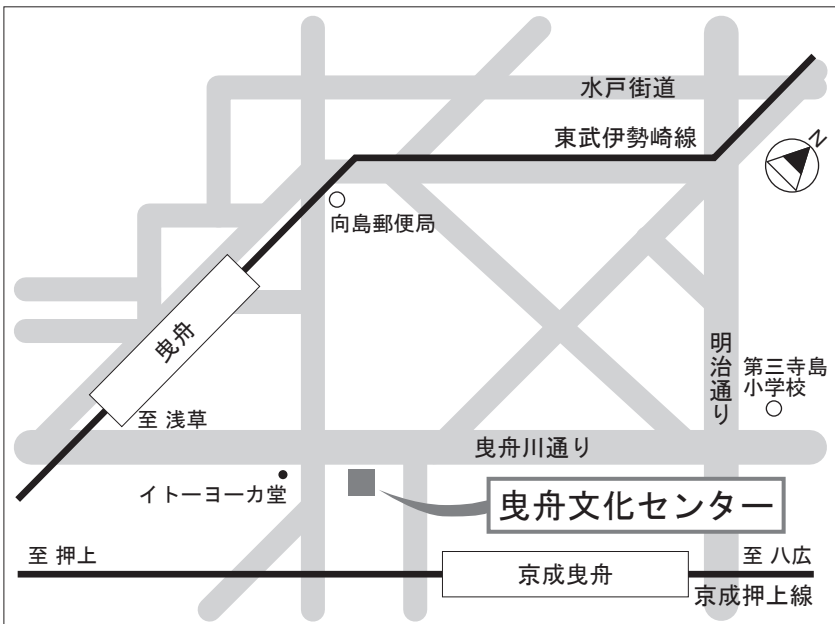
以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 東京都墨田区京島一丁目38番11号
曳舟文化センター 1階 ホール



交通案内

- 京成電鉄押上線：「京成曳舟駅」下車 東改札徒歩1分
- 東武スカイツリーライン・東武亀戸線：「曳舟駅」下車 東口徒歩4分